

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定
した。

昭和三十五年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 保険医療機関の指定
保険医療機関及び保険薬局の指定
鳥取県庁支金庫の位置移転
ひな白痢検査
- ◇公告 危険物取扱主任者試験の実施
- ◇雑報 農産物検査法の規定による包装規格の細目の追加

名 称 所 在 地

開設者 氏名

診療科名

指定年月日

採用点数表

松村医院	倉吉市菱町七三	松村瑠璃子	内科	昭和三五、九、一三	乙ノ二
南中尾医院	八頭郡若桜町若桜	中尾 成己	内科、小児科	〃	〃
白川歯科医院	米子市加茂町一丁目	白川 昭夫	歯科	九、一	〃
尾崎医院	八頭郡八東町才代	尾崎 典男	内科、外科	〃	乙ノ二

荻原	東品治町	荻原	武男	
岸本	本町二丁目	岸本	卓志	
ハヤシ歯科	片原二丁目	林	義勝	
熊谷歯科医院	二階町二丁目	熊谷	二郎	
松本	銀治町	松本	治男	
中村	立川町二丁目	中村	武夫	
中本	茶町	中本	誠実	
坂口	二階町三丁目	坂口	晋一郎	
中村	東品治町	中村	忠文	
谷口	立川町五丁目	谷口	宥三	
辻本	米子市奥谷町	辻本	正夫	
齒科吉田医院	和田町一、八〇八	吉田	倭子	
吉田医院	大篠津町	吉田	正邦	
樋口歯科医院	倉吉市新町	樋口	寿士	
キモト	宮川町一八五	木本	正徳	
富谷	河原町	富谷	正之助	
中村	越殿町	中村	義信	
田中	明治町一、〇二五	田中	藤吉	

鳥取県告示第四百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保

険薬局を指定した。

昭和三十五年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
荻原医院	八頭郡河原町河原	荻原 茂通	小児科、内科、外科	昭和三五、八、二九	乙ノ二
伊藤齒科医院	鳥取市吉方	伊藤寿美子	齒科		九、一
寛	吉方町	寛 雄一郎			
田村	東品治町二二一	田村 威			
秋山	瓦町二五〇	秋山 清治			
竹内	新町四一	酒井 信孝			
涌島	二階町二丁目	涌島 勝			
村田	江崎町一	村田 美雄			
清水	今町一丁目	清水 正史			
河瀬	大工町頭	河瀬 外左			
谷口	東品治町	谷口 博通			
西尾	瓦町	西尾 周子			
地原	瓦町二四	地原 脩			

川西	岡田	川西	藤正	
熊野	西町三、六八二	熊野干太郎		
諏訪部	瀬崎町二、七六〇	諏訪部淑江		
田中	越殿町	田中 一夫		
岡本	福山一三五	岡本 延雄		
小徳	境港市外江町	小徳 静夫		
小徳	日ノ出町二〇			
上山齒科医院	岩美郡国府町宮下	上山 松吉		
岩美齒科診療所	岩美町浦富	杉木 静子		
吉村齒科医院	八頭郡河原町渡	志村金太郎		
井上	郡家町郡家	井上 好夫		
谷口	河原町河原	谷口 博通		
門脇	東伯郡赤碕町赤碕	門脇 定夫		
樋口	大栄町瀬戸	樋口 寿士		
樋口	羽合町由役	樋口 享		
橋本	大栄町由良五五六	橋本 繁蔵		
岡本	浦安出張所	岡本 延雄		
吉井齒科医院	東郷町松崎	吉井 達男		

谷口	羽合町橋津	谷口 昌久		
音田	東郷町松崎	音田 清治		
灘尾齒科診療所	東伯町美好	灘尾 定義		
灘尾齒科医院	八橋			
小川	関金町関金宿	小川 温夫		
中曾	西伯郡会见町天万	中曾 嗣		
岡	日野郡日野町根雨	岡 誠男		
赤碕町国民健康保険 赤碕診療所	東伯郡赤碕町	赤碕町長	内、小児、婦人、 外科	
常田薬局	鳥取市尙徳町	常田 雅雄	薬局	
ふじや	川端三丁目	米沢 敏夫		
平井	元大工町	平井 義則		
平野	川端一丁目	山本 伊蔵		
有限会社大村	片原町三丁目	大村 良蔵		
ローズ	長谷一〇八	武林喜代子		
山田愛国堂	川端四丁目	山田 芳蔵		
川口	賀露町一、五三九	川口 静慶		
門脇	米子市角盤町	門脇 定子		
松浦	西町	松浦 進彦		

九、二
九、一

都田	道笑町三丁目	都田 鼎	
藤井	茶町六一	藤井 一貫	
カクバン	角盤町二丁目	宮本 元衛	
有限会社木下	西倉吉町	木下 貞徳	
小坂	糍町	小坂元三郎	
みやぎ	朝日町	宮城 寛治	
稲田屋	日野町	稲田 栄美	
里田三省堂	塩町	里田 大通	
桑谷至誠堂	万能町九	桑谷 二朗	
ますや	東倉吉町	高橋 源太	
島田薬品(株)米子支店		島田 鉄雄	
川人薬局	茶町二二	池畑 良之	
王水堂	尾高町三	長谷川敬三	
有限会社渡部	四日市町	渡部 兵衛	
ホウリ	立町一丁目	渡部 多里穂	
須山	車尾	須山 秀子	
池田	博労町二丁目	池田 良蔵	
有限会社稲田松太郎	紺屋町	稲田松太郎	

増谷	明治町一二	増谷 慶一郎	
杉原百年堂	糍町二丁目	杉原 幸子	
福光	倉吉市魚町	福光 金市	
小林	明治町	小林 良治	
尾崎	上井	尾崎 泰男	
有限会社ホシ	大正町	中原 健	
河本	東仲町	河本 重太郎	
有限会社富谷	河原町一、九〇四	富谷 義郎	
隠仁堂医院	米子市灘町三ノ七二	中本 彰司	内、小児、皮膚、 肛門科
佐々木薬局	境港市中野町	佐々木 富男	薬局
有限会社本町	本町	坪内 宣三	
面谷	花町二〇五	面谷 泉	
青砥	松ヶ枝町	青砥 行子	
揚	相生町	揚 忠一郎	
有限会社加藤	中町	加藤 進	
景山	本町	景山 桂子	
貝田		貝田 徳太郎	
有限会社対山堂		足立 郷祐	

八、二七 乙ノ二
九、一

津村	岩美郡岩美町岩井	津村	和男
木島	八頭郡若桜町下町	木島	千代子
森田	八東町富枝	森田	寿雄
森下	智頭町智頭	森下	成夫
衣笠	郡家町別府	衣笠	吉一
島雄	気高郡気高町宝木	島雄	邦子
徳吉	鹿野町	徳吉	怜子
大谷	青谷町	大谷	一佐
高橋	〃	高橋	照雄
中原	〃	中原	昭則
福市	気高町勝見	福市	照雄
三朝	東伯郡三朝町三朝	岩本	晴光
トイゴ	東郷町中興寺	中井	明子
御船	三朝町三朝	御船	吟子
藤井	西伯郡淀江町淀江	藤井	武雄
島田薬品株式会社	日野郡日野町黒坂	島田	鉄雄
トミヤ薬局	根雨	真壁	寿

鳥取県告示第四百七十四号

昭和三十五年五月鳥取県告示第二百四十五号（鳥取県金庫の名称、位置及び出納区域並びに金庫事務取扱者指定）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十月四日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 「鳥取県庁支金庫 鳥取市東町一丁目」 鳥取県庁支店
- を
- 「鳥取県庁支金庫 鳥取市東町二丁目」 鳥取県庁支店
- に改める。

鳥取県告示第四百七十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月十日	気高郡気高町郡家	佐藤養鶏場
十一日	下石	角田
十二日	土居	山田
十三日	鹿野町小別所	中瀬
		吉田
		石原
		池原

公 告

井伊	井伊	井伊	井伊	井伊	井伊	井伊	井伊	井伊	井伊
池原	池原	池原	池原	池原	池原	池原	池原	池原	池原
石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原	石原
井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏	井伊清藏
田中	田中	田中	田中	田中	田中	田中	田中	田中	田中
田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一	田中亮一
寺内	寺内	寺内	寺内	寺内	寺内	寺内	寺内	寺内	寺内
十四日	十四日	十四日	十四日	十四日	十四日	十四日	十四日	十四日	十四日

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の
 二第三項の規定に基づく危険物取扱主任者試験を次のと
 おり実施する。

昭和三十五年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 昭和三十五年十月三十日午前八時三十分
 から

- 2 場所 鳥取市立川町 鳥取大学学芸学部
 倉吉市堺町 鳥取県立倉吉東高等学校

二 試験の種類

- 1 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」と
 いう。）
 2 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」と
 いう。）

三 試験科目

1 甲種試験の試験科目

一 基礎物理学及び基礎化学

- (イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度
 の基礎物理学

- (ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度
 の基礎化学

- (ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

- (ニ) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方
 法
 (ホ) すべての種類の危険物の性質に関する高度の
 概論

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

2 乙種試験の試験科目

一 基礎物理学及び基礎化学

- (イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎
 物理学

- (ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎
 化学

- (ハ) 燃焼及び消火に関する基礎理論

- 二 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方
 法

- (イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論

- (ロ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の
 危険物に共通する特性

- (イ) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の
 危険物に共通する火災予防及び消火の方法

- (ロ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

- (ハ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防
 及び消火の方法

三 危険物に関する法令

- 3 同時に二種類以上の乙種試験を受ける者について
 は、前項の試験科目のうち一種類の当該試験の第一
 号及び第三号の試験科目をもつて他の種類の当該試
 験の当該科目を兼ねることができ。

四 受験資格

- 1 甲種試験は、昭和三十五年十月三十日までに次の
 各号の一に該当する者

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に
 よる大学若しくは短期大学において化学に関する
 学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと
 同等以上の学力を有すると知事が認定した者で六
 月以上の危険物取扱の実務経験を有する者。

- 二 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者。
- 2 乙種試験は、昭和三十五年十月三十日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

五 出願手続

1 受験願書提出期限
昭和三十五年十月二十日午後五時までに必着のものに限る。

(郵送の場合は、昭和三十五年十月二十日午後五時までに着信のものに限る。)

期限以後のものは受け付けません。

2 受験願書提出先

鳥取市東町二丁目 鳥取県総務部地方課

3 提出書類

(イ) 受験願書

(ロ) 四の1の一に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ハ) 四の1の二に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状交付を受けたのち二年以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ニ) 四の2に該当する者は、危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(ホ) 写真二枚(ただし、願書提出の際は一枚でよい。)受験願書提出前六月以内に撮影した正面脱帽上半身像の名刺形のもので裏面に撮影年月日、氏名を記載したもので、一枚は受験願書の所定の欄にはりつけ、他の一枚は試験当日に受験票の与真欄にはりつけて持参すること。

(ヘ) 第一類又は第五類の危険物にかかる乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第三十一条第一項の規定に基づき甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第二項の規定に基づく甲種火薬類取扱主任

者免状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については、試験科目の一部が免除されるから所持する免状の写しを提出すること。

(ハ) 所要事項を記入した受験票

(注) 1 同時に二種類以上の乙種試験を受けようとする者は、受験願書を別別に提出すること。

2 受験願書の「受験する試験」欄の余白に受験希望地を記入すること。

4 受験手数料

甲種試験を受験する者は八百円、乙種試験を受験する者は五百円(乙種試験で二種類以上受験する場合は一種類ごとに五百円)に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはりつけて納付すること。収入証紙は消印しないこと。

六 その他

1 受験願書、受験票その他の用紙は各市消防本部、各町村役場又は鳥取県総務部地方課に請求すること。

(郵便で請求の場合は、あて先を明記し十円切手をはつた返信用封筒を同封すること。)

- 2 郵便で願書を提出するときは、封筒の表に「受験願書在中」と朱書すること。
- 3 納付した手数料は返還しない。
- 4 その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

雑 報

昭和三十三年十二月二十六日付け鳥取県公報に公示した農産物検査法第六条第一項の規定による包装規格の細目を左記のとおり追加する。

昭和三十五年十月四日

農林省鳥取食糧事務所長 戸谷 幸男

八 麻 袋

(一) 資 材

(イ) 新 袋

種類	寸法		重量	品質
	長さ	巾		
ガンニ 1小型	(+3) 102 (-2)	(+3) 61 (-2)	(±35) 860	包装用として新 たに使用するも のたに脱漏のおそ れのない目のつ んだ強じんなも の

備考(一)書は許容限度を示す。
(回)故袋

種類	寸法		重量	品質
	長さ	巾		
ガンニ 1大型	199以上 212未満	69以上 76未満	940以 上 1240 未満	脱漏のおそれ ない目のつんだ 強じんなもの

袋口を内部に折り込みこれをさらに一方に折り強

(回)荷造り

じんない縫い麻ひも二本で片耳を二廻りくりそ
のひもで口縫いし(二五センチメートル間に交叉
箇所五ヶ所以上の千鳥縫又は五ヶ所以上の巻縫)
さらに他の片耳を二廻りくりつたもの。

(附)

次のいずれかに該当するのは規格細目に適合したも
のであつても認めないものとする。

- (1) 袋の中央部以下の横はぎのもの及び両面の縦は
ぎのもの、ただし、原反のつごうで中つぎのもの
あるものを除く。
- (2) 化学肥料等食糧以外の物が入つていたと認めら
れるもの。
- (3) 砂糖その他の附着するもの。
- (4) 悪臭のもの。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月極 二〇円(配達料共)〕